

# 生活福祉資金貸付条件等一覧

2019.4現在

## 1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付（原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。）

種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上 月20万円 単身 月15万円	12月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置経過後)
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	—	貸付日(生活支援費併用の場合最終貸付日)から6ヶ月以内		
(3) 一時生活再建費	生活を再建のために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60万円	—	—		

## 2. 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付

(1) 福祉費（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用）

種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人	
① 生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	—	20年	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置期間経過後)	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可	
② 技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年			
③ 技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年			
④ 住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費	250万円		7年			
⑤ 住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費	50万円		貸付日から 3年			
⑥ 福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		6ヶ月以内			8年
⑦ 自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年			
⑧ 療養費	負傷・疾病の療養費（移送経費等付随経費含む）及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円		(分割送金の場合)は最終貸付日から6ヶ月以内			5年
⑨ 福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費（介護保険料を含む）及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円		5年			
⑩ 災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円		7年			
⑪ 冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年			
⑫ 残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年			
⑬ その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金	50万円		3年			

(2) 緊急小口資金（理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円	—	貸付日から2月以内	12月以内	無利子	不要

## 3. 教育支援資金（低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金）

種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
(1) 教育支援費  (特に必要と認める場合に限り、右の貸付限度額の1.5倍まで貸付可能)	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校月3.5万円以内 高専月6.0万円以内 短大月6.0万円以内 大学月6.5万円以内	—	卒業後6ヶ月以内	無利子	原則不要 世帯内で連帯借受人が必要
	低所得世帯に属する者がやむを得ない理由により滞納した高等学校の授業料等	滞納月×3.5万円以内				
(2) 就学支度費	低所得世帯で高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	—	—	—	—

## 4. 不動産担保型生活資金

種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
(1) 不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯に、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付する資金	土地評価額の7割程度 月30万円以内	借受人死亡時又は限度額に達する期間	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 (推定相続人)
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	不動産評価額の7割程度 貸付基本額の範囲内(生活扶助額1.5倍以内)	契約終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	—	不要